主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人衣里五郎の上告趣意は、違憲(三七条二項違反)をいうが、所論の理由のないことは、当裁判所昭和二三年六月二三日大法廷判決(刑集二巻七号七三四頁)、同昭和二三年七月二九日大法廷判決(刑集二巻九号一〇四五頁)によつて明らかであり、その余は、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和四六年三月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	太 隹
裁判官	閗	根	/\	郷